(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
岐阜県不破郡垂井町宮代字市場五一七番二から同町宮代字神明屋四四九番二まで	前	一〇・五〇～一六・五〇メートル　〇〇・〇五四キロメートル
	後	一〇・五〇～一七・〇〇メートル　〇〇・〇五四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月一日

中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
名古屋市緑区鳴海町字左京山一九六番地内	前	一二・七三～一二・八五メートル　〇〇・〇一七キロメートル
	後	一二・八五～一三・四四メートル　〇〇・〇一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月一日

中部地方整備局長　梅山　和成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県不破郡垂井町宮代字市場五一七番二から同町宮代字神明屋四四九番二まで	中部地方整備局及び同局岐阜国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年五月一日九時

○北海道開発局告示第六十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月一日

北海道開発局長　関　博之

一　登録番号

北海道開発局長　3

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

ＩＮＤＩ株式会社

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	畑中　朝晴、本多　賢治、東出　憲明、中野　芳、前川　健、今村　直行、中村　光良、関川　修司
変更後	東出　憲明、今村　直行、中村　光良、関川　修司

(2)　変更年月日

平成二十五年四月十五日

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

四月二十六日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

議案提出

四月二十六日内閣から提出した議案は次のとおりである。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律案

議案受領

四月二十六日参議院から受領した同院提出案は次のとおりである。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律案

議案送付

四月二十六日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案

議案通知書受領

四月二十六日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

スポーツ振興投票の実施等に関する法律及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律案

再生医療を国民が迅速かつ安全に受けられるようにするための施策の総合的な推進に関する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

外国政府に対して有する米穀の売渡しに係る債権の免除に関する特別措置法案

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月二十六日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

てんかんに関する総合的な支援の在り方に関する質問主意書（青柳陽一郎提出）

憲法と超法規的措置等に関する質問主意書（長妻昭提出）

答弁書受領

四月二十六日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員小池政就提出特定不妊治療費助成事業における助成対象者の制限に関する質問に対する答弁書

衆議院議員照屋寛徳提出国を被告とする自衛官人権裁判等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員大串博志提出我が国のＴＰＰ交渉参加に係る日米合意に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出生活保護基準切り下げと、それに伴う低所得者対策への影響に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出安倍晋三内閣総理大臣の憲法観に関する質問に対する答弁書

報告書及び文書受領

四月二十六日内閣から次の報告書及び文書を受領した。

中小企業基本法第十一条第一項の規定に基づく「平成二十四年度中小企業の動向」に関する報告

中小企業基本法第十一条第二項の規定に基づく「平成二十五年度中小企業施策」についての文書

参議院

議案提出

四月二十六日議員から次の議案が提出された。

民法の一部を改正する法律案（前川清成外六名発議）（参第五号）

議案受領

四月二十六日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律案（閣法第四五号）

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案（閣法第二三号）